

日本放送協会令和3年度財務諸表  
に添える監査委員会の意見書

放送法第74条第1項に基づき、日本放送協会令和3年度財務諸表に添える当監査委員会の意見は、次のとおりである。

令和4年6月27日

日本放送協会監査委員会

監査委員（常勤） 大 草 透

監査委員 堰 八 義 博

監査委員 水 尾 衣 里

## **(序文)**

日本放送協会監査委員会は、放送法第75条により日本放送協会の財務諸表に関する監査を行うことと定められている。

本意見書は、日本放送協会の令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）財務諸表に関する監査について記したものであり、監査結果としては、同法同条により会計監査人の監査が併せて法定されたことに基づき、会計監査人の監査報告の相当性について意見を示す。

### **I 監査方法およびその内容**

監査委員会は、同法第76条に基づき任命された会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視・検証するため、会計監査人から、事前に監査の計画として監査手続等監査の概要、当年度の重点監査項目、監査体制等を、期中には「独立監査人の中間監査報告書」および「中間監査結果説明書」を受け取り、また各四半期を対象期間とする監査実施概要等ならびに検討課題等について報告を受け、必要に応じて質疑応答した。

併せて、決算日後に会計監査人が行った現金・預貯金および有価証券等の実査の報告を受け、それらの実在性を確認した。

監査委員会は、会計監査人から「独立監査人の監査報告書」および「監査結果説明書」を受け取り、同人が常に公正不偏の態度を保持するとともに独立性に関する指針および規程を遵守して独立性を維持したこと、および同人の職務の執行状況等について報告を受けた。これに関して、受信料に関する監査手続き、インターネット活用業務に係る費用の明細に関する監査手続き、連結子会社の監査に関する監査手続き、ITを活用した監査アプローチや分析、新型コロナウイルスの監査対応への影響、監査報告書の記載内容、およびその他監査に関する法令や規程の遵守に関する事項等について質疑応答した。

また、監査委員会は、必要に応じて、会計処理の対応等について、会計監査人および経理局から説明を受けた。

以上の方法に基づき、監査委員会は、令和3年度財務諸表につき、検討した。

## II 監査意見

会計監査人の監査意見（「財務諸表が、放送法、放送法施行規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本放送協会の令和4年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める」）は、相当と認める。

以上